

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との
間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の許可	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	一
5	一般的待遇	二
6	裁判所の裁判を受ける権利	二
7	特定措置の履行要求の禁止	二
8	透明性	二
9	公衆による意見提出の手続	二
10	腐敗行為の防止に関する措置	二
11	投資家の入国、滞在、居住及び就労許可	二
12	収用及び補償	三
13	争乱からの保護	三
14	代位	三
15	資金の移転	三

16	両締約国間の紛争の解決	三
17	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
18	安全保障のための例外	四
19	一時的なセーフガード措置	四
20	信用秩序の維持のための措置	四
21	知的財産権	四
22	租税に係る課税措置	四
23	合同委員会	五
24	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	五
25	利益の否認	五
26	最終規定	五
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十年（二千八年）六月に日本国とカザフスタン共和国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、平成二十二年（二千十年）三月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十六年（二千十四年）十月二十三日にアスタナにおいて、我が方（カザフスタン）蒲原大使と先方（セケシェフ）投資発展大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 投資の許可

一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について規定している（第二条）。

3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している（第三条）。

4 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第四条）。

5 一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨規定している（第五条）。

6 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第六条）。

7 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求であつて当該他方の締約国の投資家による投資を許可した日に存在しないものを課し、又は強制してはならない旨規定している（第七条）。

8 透明性

各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第八条）。

9 公衆による意見提出の手續

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨規定している（第九条）。

10 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第十条）。

11 投資家の入国、滞在、居住及び就労許可

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十一条）。

12 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十二条）

13 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第十三条）。

14 代位

自国の投資家に対して保証契約等に基づいて支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について規定している（第十四条）。

15 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十五条）。

16 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第十六条）。

17 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第十七条）。

18 安全保障のための例外

この協定の他の規定にかかわらず、各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置並びに国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置をとることができること等について規定している（第十八条）。

19 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第三条（内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができ旨規定している（第十九条）。

20 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨規定している（第二十条）。

21 知的財産権

この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。また、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うこと等について規定している。（第二十一条）

22 租税に係る課税措置

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する旨規定している。また、第十二条（収用及び補償）等の規定は、租税に係る課税措置について適用すること等について規定している。（第二十二条）

23 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する旨規定している（第二十三条）。

24 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨規定している（第二十四条）。

25 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している（第二十五条）。

26 最終規定

この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第二十六条）

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

